

歴史的逆転劇：知財高裁「流し台のシンク事件」が変えたクレームクレーム解釈のパラダイム

特許法70条のダイナミズムと、迂回設計を封じる最強の明細書ドラフティング戦略

対象事件：知財高判平成23年1月31日（平成22年（ネ）第10031号）／特許第3169870号

2つの専門機関が「非充足」とした事案を、 いかにして覆したか？



特許庁（判定2009-600000）

結論「非充足」

先行技術の制約を重視。
審査基準的な厳格解釈。



東京地裁（原審）

結論「非充足」

「内部空間を形成する面積と角度」
という物理的・空間的要件を要求。



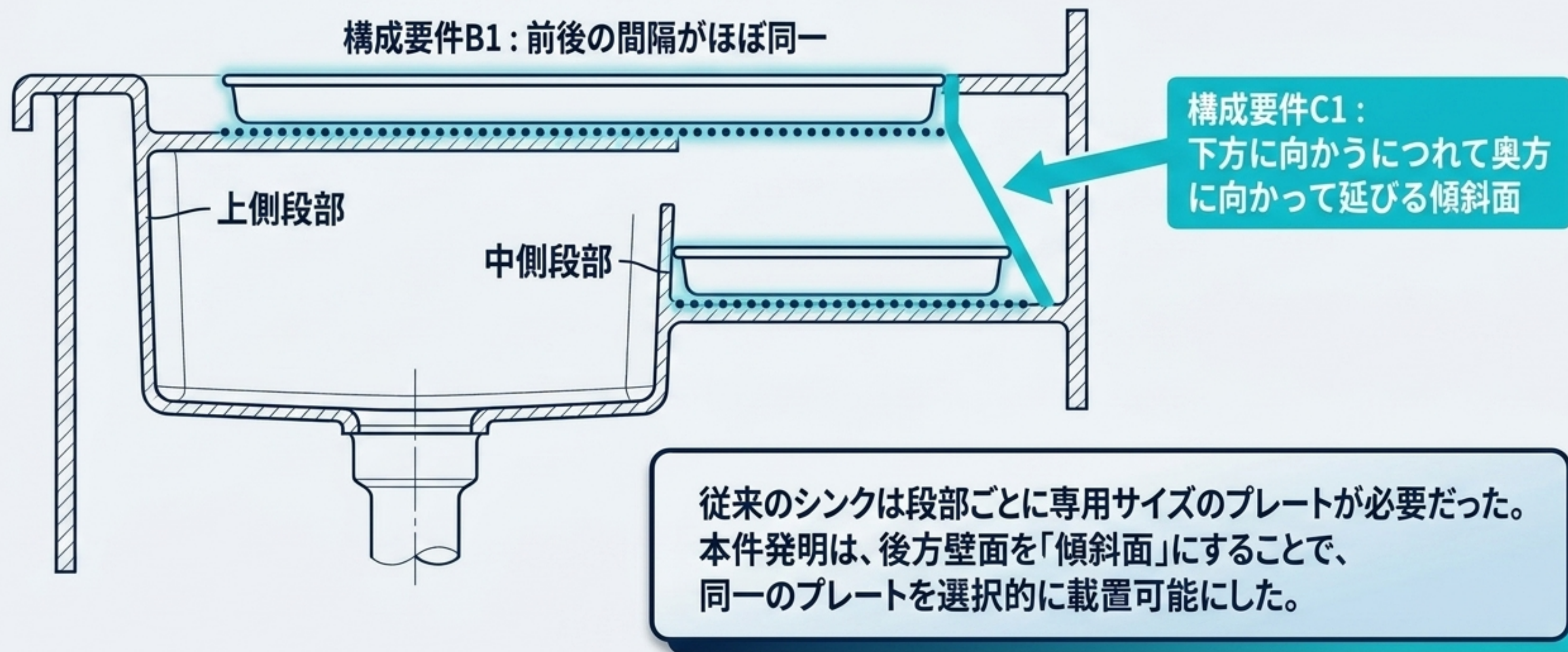
知財高裁（控訴審）

結論「大逆転の充足（侵害成立）」

物理的形状から「機能的解釈」への
昇華。文言侵害を肯定。

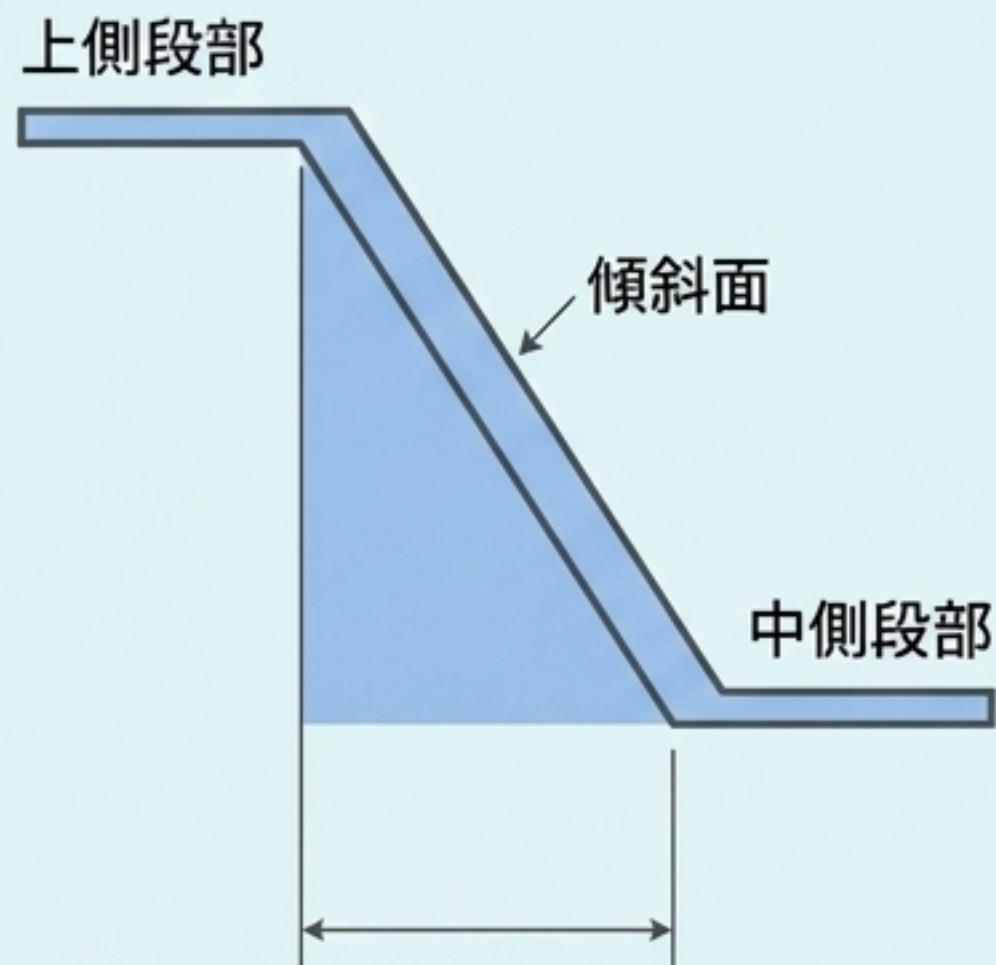
何が勝敗を分けたのか？——鍵は「物理的形状の機能への変換」と「明細書に潜む自己定義」にあった。

本件発明の技術的意義：同一プレートの「使い回し」を実現する構造



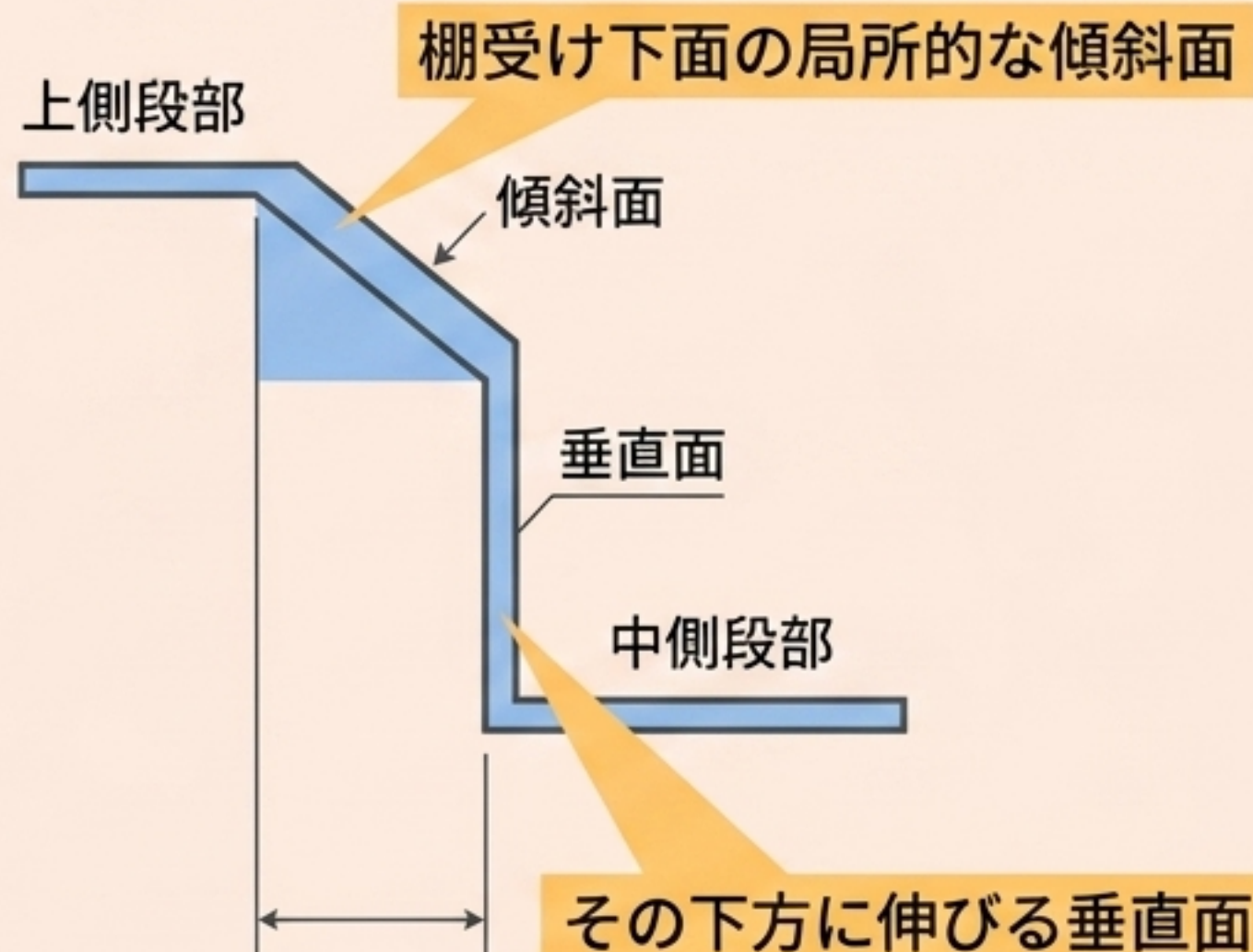
物理的乖離：特許実施形態の「全面傾斜」 vs 被告製品の「部分傾斜＋垂直面」

特許発明の実施形態



上側段部から中側段部まで連続する単一の傾斜面。


被告製品「3StepSink」の構造



被告の強力な抗弁：「壁面の『間』が傾斜面となっているという客観的文言からすれば、壁面のすべてが例外なく傾斜している必要があり、垂直面を含む本製品は文言を充足しない。」

被告の強固な盾：包袋禁反言（File Wrapper Estoppel）の絶望的な罠

Step 1: 出願当初
広いクレーム（傾斜面の限定なし）。

 **Step 2: 特許庁の拒絶**
理由：「垂直な壁面構造」を持つ公知技術による進歩性欠如。

Step 3: 減縮補正
出願人は拒絶を回避するため、構成要件C1「傾斜面となっている」を追加し、垂直面を意識的に除外。特許査定を獲得。

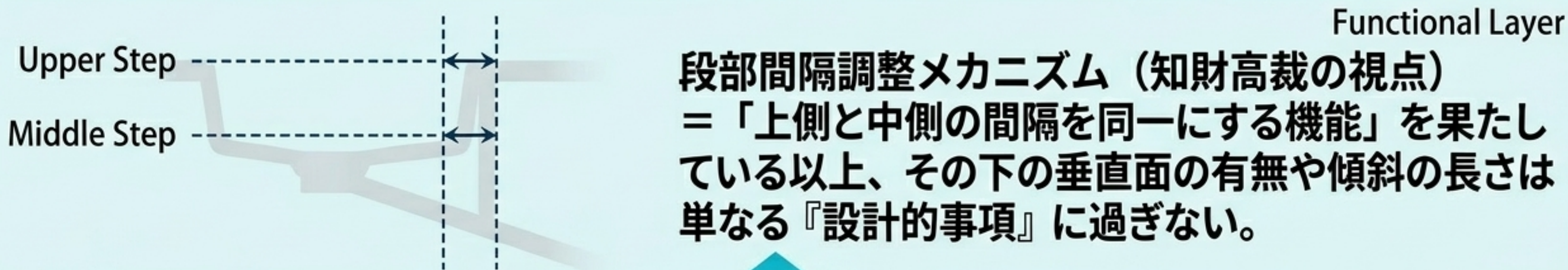


禁反言のジレンマ：自ら捨てた領域（垂直面）に対し、侵害主張を展開することは信義則上許されるのか？これが特許庁（判定）と原審が非充足とした最大の要因であった。

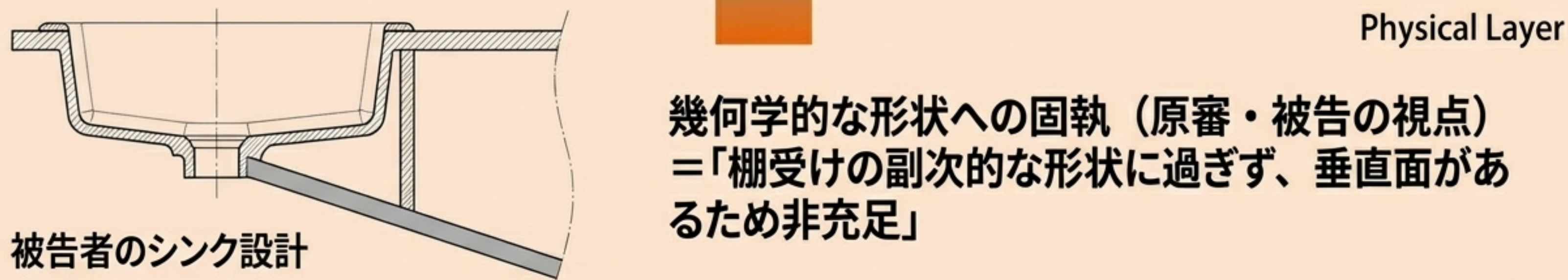
三審級のパラダイム衝突マトリクス：法理と技術の交差点

	特許庁（判定）	東京地裁（原審）	知財高裁（控訴審）
結論	非充足	非充足	充足（大逆転）
解釈の視座	審査基準的 （先行技術からの 距離測定）	物理的・空間的 アプローチ	目的論的・機能的 （課題解決原理）
「傾斜面」の 捉え方	引用文献（垂直面） との幾何学的な差異	内部空間を拡張する ための面積と角度の の集合体	段部間隔を「ほぼ 同一」に調整する 機能的手段
決定的な キーファクター	包袋禁反言の 厳格適用 （補正経緯の重視）	クレーム文言の外形 的・実体的な解釈	明細書中の「特段の 記載（変形実施例）」 の法的評価

知財高裁のブレイクスルー：「物理的形状」から「機能的要件」への昇華



目的論的アプローチによる抽象化



均等論的な「非本質的部分の置換」の思考を、文言解釈（literal infringement）の枠組みに巧妙に引き込んだダイナミズム。

大逆転の決定打 (The Smoking Gun) : 「自己定義」の絶大な効力

知財高裁の機能的解釈を正当化したのは、明細書に仕込まれた周到な「特段の記載」だった。



敗訴パターン：無力な定型句

「本発明は上述の実施形態に限定されるものではなく、当業者が種々の設計変更をなし得ることは言うまでもない。」

抽象的表現。実施例に引きずられて限定解釈されるリスク大（例：ホワイトカード事件）。



勝訴パターン：本件明細書の実際の記載

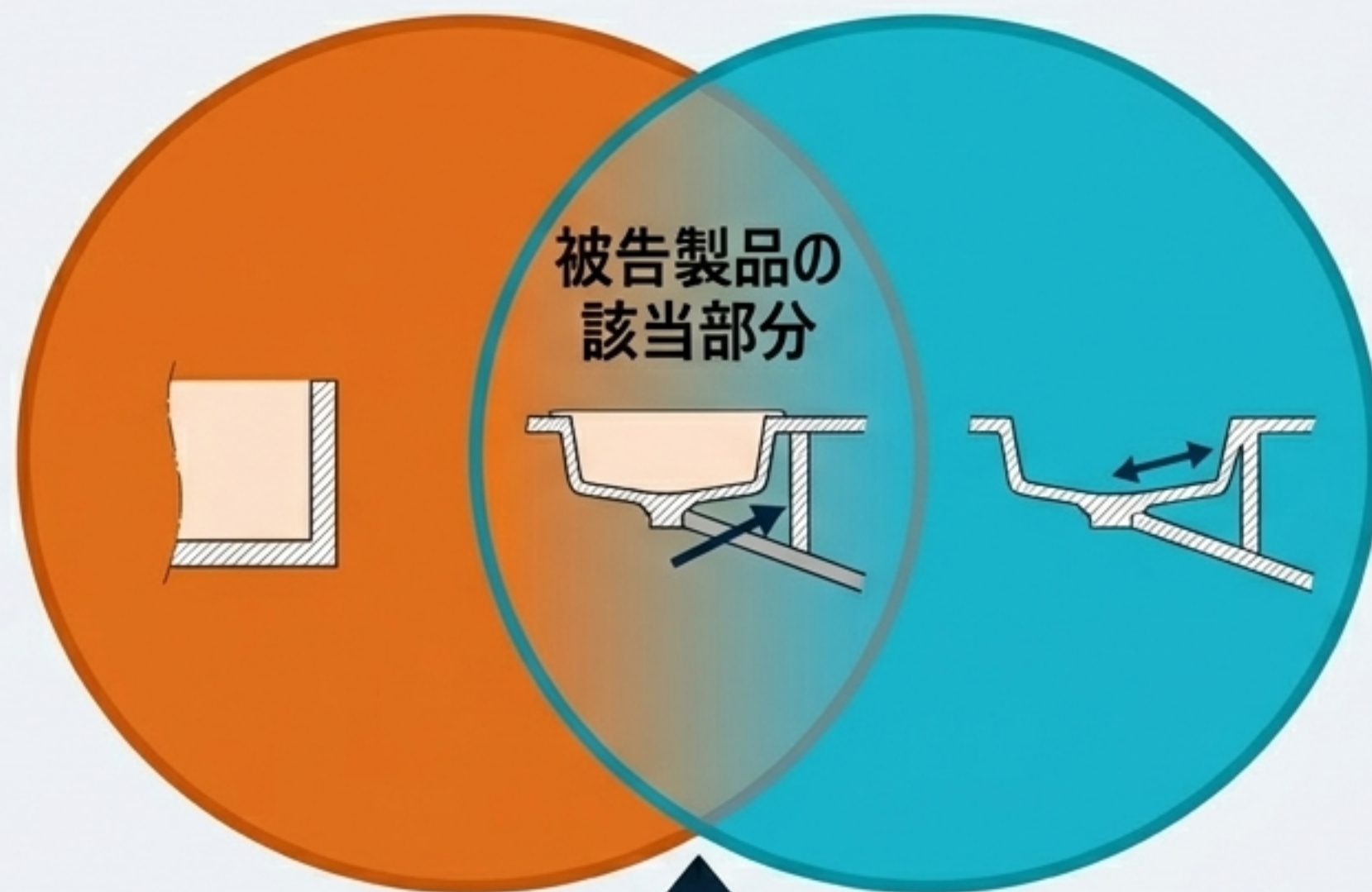
「シンクの後方側の壁面は…下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる上部傾斜面となっていないくとも、同一のプレートが掛け渡すことができるよう、奥方に延びるように形成されているものであればよく、その形状は任意である。」

クレーム文言の物理的制約を機能的制約へと自ら相対化・拡張定義する「特段の変形実施例の記載 (Disclaimer)」が、これが裁判官に広義解釈の法的根拠を与えた。

包袋禁反言の壁を越える論理：本質的な「技術的思想」への回帰

審査段階で「垂直面」を回避したのに、垂直面を持つ製品を訴えられるのか？

放棄された領域
引用文献が示した
「間隔調整機能を持たない、完全な垂直壁面」。



本件特許の核心
「傾斜を設けることで段部の間隔を物理的に調整する」という機能的メカニズム。

被告製品は一部に垂直面を含んでいるが、本質的な「傾斜による間隔調整機能」を備え活用している。したがって、出願人が意識的に除外した「公知技術の領域（間隔調整機能なき垂直面）」に後戻りするものではなく、禁反言には反しない。形式的対比を排した卓見。

特許法70条のダイナミズム：クレーム解釈ベクトルの反転

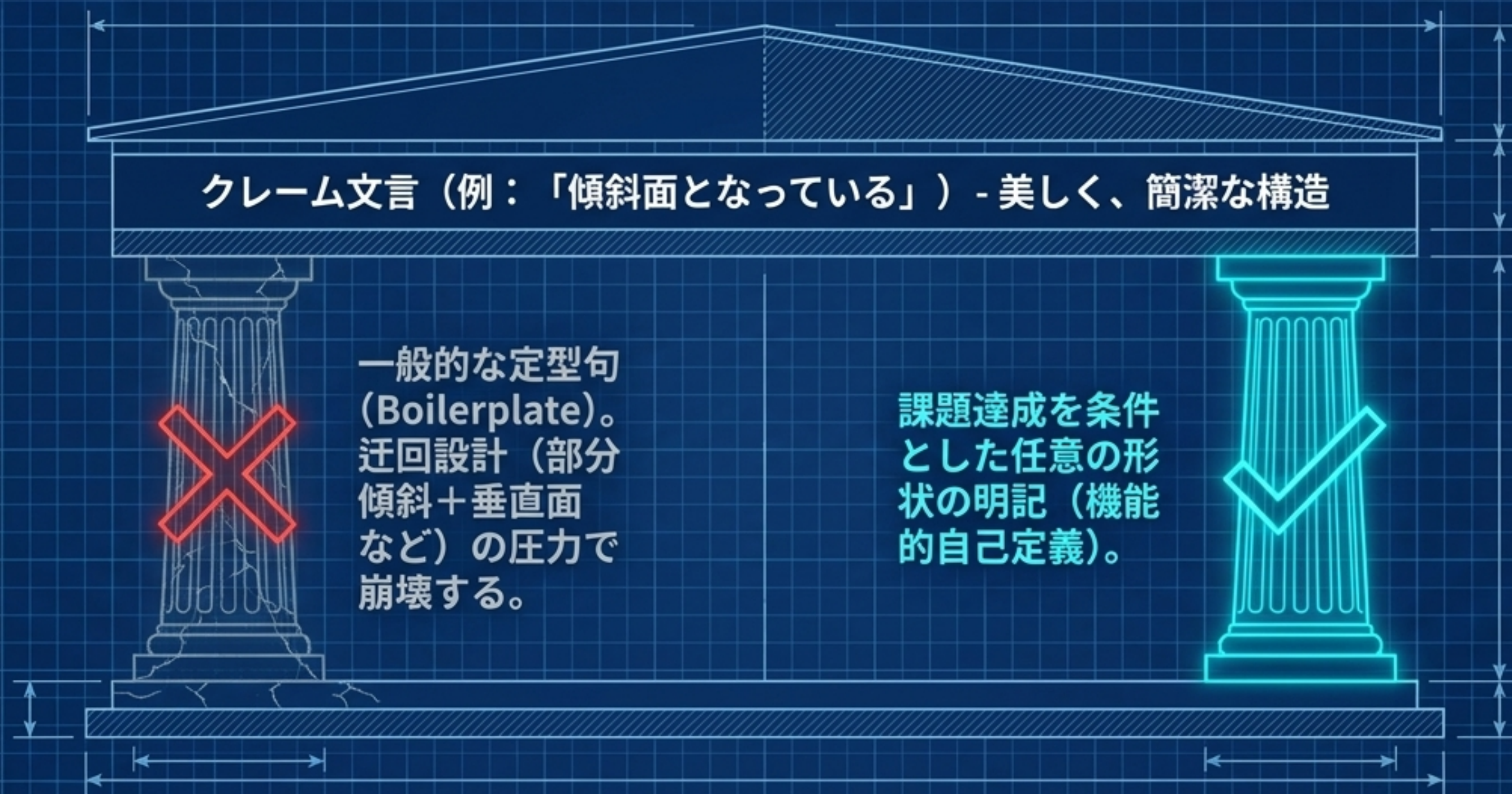
従来の常識 - 減縮のベクトル

明細書の「課題」や「実施例」は、
広すぎるクレームを減縮（限定解釈）するための
被疑侵害者の武器（防御の盾）として使われるのが通例。

本判決のインサイト - 拡張のベクトル

明細書の「課題（同一プレートを使い回し）」と
「特段の記載」を組み合わせることで、幾何学的な
クレーム文言の縛りから解放。むしろ権利範囲を
機能的に拡張し、垂直面を含む製品すら射程に捉える
特許権者の最強の武器（攻撃の矛）へと反転させた。

知財実務への教訓1：迂回設計を先読みした「自己定義」の戦略



特許の真の強さはクレームの文言だけでなく、それを後方支援する明細書のドラフティングに依存する。
「構成要素Xは形態Yでなくとも、機能Zを達成する限りにおいて形状は任意である」という一文を戦略的に埋め込み、将来の迂回設計を先回りして封じ込めよ。

知財実務への教訓2：クレームの美しさを守る、明細書という強固な要塞



原告（特許権者）側

形式的な非充足主張に対し、「課題解決に基づく機能的・広義解釈」を真っ向から主張し、裁判所の衡平的感覚に訴えかける。

被告（被疑侵害者）側

審査経過（禁反言）のみに寄りかかる防御は脆弱。明細書の隅々に「原告に有利な変形例の記載」が潜んでいないかを徹底的に精査し、先回りして潰す。

「最も強い特許とは、クレームが広い特許ではない。自らの文言の限界を予期し、明細書の中で自らを再定義する『自己治癒力』を持った特許である。」